

議案第37号

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成31年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「除く。）」の次に「並びに給与条例附則第8項に規定する者に適用される給料表」を加える。

第5条第1項中「規定する職員」の次に「又は給与条例附則第8項に規定する者」を加え、同条第3項の表に次のように加える。

給与条例附則第8項に規定する者に適用される給料表	2級	44号給
--------------------------	----	------

第5条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第5条の2 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、職員勤務時間条例第19条、学校職員勤務時間条例第19条又は警察職員勤務時間条例第18条の規定により任命権者が定める休暇（無給の休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第3号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第10条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額の100分の25を夜間勤務に係る報

第4条中「の額」の次に「に同条例第11条の規定による給料の調整額に相当する報酬の額を加算した額」を加える。

(提案理由)

パートタイム会計年度任用職員に対し、給料の調整額に相当する報酬等を支給する等のため、所要の改正をしようとするものである。